

健康福祉局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和7年12月9日
課 名 健康福祉局健康福祉総務課
担当者 課長 藤田
内 線 3020

令和7年広島県議会12月定例会

# 提 案 見 込 事 項

令和7年12月9日

健 康 福 祉 局

# 1 予算議案

## (1) 補正予算

### ア 令和7年度一般会計補正予算総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県 債	そ の 他		
健康 福 祉 局	民生費	142,331,609	142,408	142,474,017	0	0	2,386	140,022
	衛生費	91,202,297	138,517	91,340,814	0	0	2,137	136,380
関 係	計	233,533,906	280,925	233,814,831	0	0	4,523	276,402

### イ 一般会計補正予算の内訳

( 款 ) 民生費

( 項 ) 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
社会福祉総務費	79,872,865	77,117	79,949,982	0	0	諸収入 1,166	75,951	1. 給与改定に伴う補正 77,117
計	106,531,928	77,117	106,609,045	0	0	1,166	75,951	

( 項 ) 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
児童福祉総務費	14,545,962	65,291	14,611,253	0	0	諸収入 1,220	64,071	1. 給与改定に伴う補正 65,291
計	35,311,278	65,291	35,376,569	0	0	1,220	64,071	

[ 款 ] 衛生費

( 項 ) 公衆衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
公衆衛生総務費	968,380	27,322	995,702	0	0	諸収入 630	26,692	1. 給与改定に伴う補正 27,322
計	67,434,468	27,322	67,461,790	0	0	630	26,692	

## ( 項 ) 環境衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
環境衛生総務費	326,356	13,794	340,150	0	0	諸収入 422	13,372	1. 給与改定に伴う補正 13,794
計	925,070	13,794	938,864	0	0	422	13,372	

## ( 項 ) 保健所費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
保健所費	1,646,631	63,009	1,709,640	0	0	諸収入 543	62,466	1. 給与改定に伴う補正 63,009
計	1,646,631	63,009	1,709,640	0	0	543	62,466	

## ( 項 ) 医薬費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
医薬総務費	1,000,559	34,392	1,034,951	0	0	諸収入 542	33,850	1. 給与改定に伴う補正 34,392
計	21,196,128	34,392	21,230,520	0	0	542	33,850	

## 2 予算以外の議案

### (1) 条例関係

#### ア 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(内容)

児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条項を整理するとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の項目を行わないことができることとするなど関係条例の必要な規定を整備

(施行期日)

公布の日

#### イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(内容)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理

(施行期日)

令和八年四月一日

### (2) その他の議案

#### ア 権利の放棄について

(内容)

税外債権の徴収・整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても、なお、回収不能となった債権を放棄

債 権 名	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	1,487,368円
生活保護費戻入金及び返還金	1,763,840円

#### イ 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定

施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定期間
広島県健康福祉センター	(公財) 広島県地域保健医療推進機構	R8. 4. 1～R13. 3. 31
広島県立視覚障害者情報センター	(社福) 広島県視覚障害者団体連合会	R8. 4. 1～R13. 3. 31
広島県立総合リハビリテーションセンター	(社福) 広島県福祉事業団	R8. 4. 1～R18. 3. 31
広島県立福山若草園	(社福) 広島県福祉事業団	R8. 4. 1～R18. 3. 31
広島県立松陽寮	(社福) 広島県福祉事業団	R8. 4. 1～R18. 3. 31
広島県聴覚障害者センター	(一社) 広島聴覚障害者協会	R8. 4. 1～R13. 3. 31